

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	令和３年11月26日
【中間会計期間】	第10期中(自 令和３年３月１日 至 令和３年８月31日)
【会社名】	株式会社安芸ゴルフ倶楽部
【英訳名】	AKI GOLF CLUB CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 川 昌 利
【本店の所在の場所】	広島県東広島市河内町入野字大谷側11957番地 6
【電話番号】	082-437-1115
【事務連絡者氏名】	取締役支配人 掛 谷 直 樹
【最寄りの連絡場所】	広島県東広島市河内町入野字大谷側11957番地 6
【電話番号】	082-437-1115
【事務連絡者氏名】	取締役支配人 掛 谷 直 樹
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 8 期中	第 9 期中	第10期中	第 8 期	第 9 期
会計期間	自 平成31年 3月1日 至 令和元年 8月31日	自 令和 2 年 3月1日 至 令和 2 年 8月31日	自 令和 3 年 3月1日 至 令和 3 年 8月31日	自 平成31年 3月1日 至 令和 2 年 2月29日	自 令和 2 年 3月1日 至 令和 3 年 2月28日
売上高 (千円)	228,034	189,063	216,815	439,955	410,557
経常利益 (千円)	33,240	21,810	32,789	63,922	65,420
中間(当期)純利益 (千円)	21,905	16,781	21,950	42,811	45,521
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数：普通株式 ：会員権株式 (株)	10,000 220,000	10,000 220,000	10,000 220,000	10,000 220,000	10,000 220,000
純資産額 (千円)	381,551	419,238	469,929	402,457	447,978
総資産額 (千円)	1,081,087	1,101,198	1,083,300	1,107,910	1,123,154
1株当たり純資産額 (円)	1,724.09	1,894.39	2,123.44	1,818.56	2,024.25
1株当たり配当額 (円) (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	98.98	75.83	99.18	193.45	205.70
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.29	38.07	43.38	36.3	39.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	17,334	13,026	965	77,177	57,175
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	902	5,727	5,341	906	8,027
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	14,952	3,162	31,750	46,198	31,605
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	21,213	32,409	29,418	48,001	65,544
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	15 (43)	15 (42)	15 (43)	15 (42)	15 (42)

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当社は関連会社がないため持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和3年8月31日現在

従業員数(人)	15(43)
---------	--------

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者(パートタイマー及び嘱託)は当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 当社は、ゴルフ事業の単一セグメントであるため、当該事業の従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合はありません。なお労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。当社には子会社がなくゴルフ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの業績の状況の記載はしてありません。

財政状態及び経営成績の状況

ゴルフ場業界においては、高齢化に伴うプレーヤー人口の相対的減少から、限られたパイを巡ってのゴルフ場間の競争は厳しく、中・長期的にまだまだ厳しい経営状況が続くと思われます。一方において、新型コロナウイルス感染症禍において3密回避レジャーとしてゴルフが認識されるとともに、マスターズ・トーナメントにおいて松山英樹プロ、全米女子オープンにおいて笹生優花プロが相次いで優勝したことがゴルフ場業界にも明るい話題となったところです。当中間会計期間におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令下、当社は、会員様・お客様及び従業員の安全確保、感染被害防止を最優先に考え、従業員のマスク着用、施設内におけるアルコール消毒液の設置、清掃・消毒の徹底等を行ってまいりました。また、8月には長雨による影響を受けましたが、来場者数はおおむね順調に推移し、新型コロナウイルス感染症禍前の水準まで回復いたしました。

その結果、売上高は216,815千円と前年同期と比べ27,751千円（14.7%）の増収となりました。販売費及び一般管理費については、引き続き厳格に管理を行いました。結果として営業利益は34,837千円と前年同期と比べ14,667千円（72.7%）の増益、経常利益は32,789千円と前年同期と比べ10,979千円（50.3%）の増益となりました。中間純利益は21,950千円と前年同期と比べ5,168千円（30.8%）の増益となりました。

当中間会計期間末の資産の部は1,083,300千円となり、前事業年度末に比べ39,853千円減少いたしました。これは主に現金及び預金の減少によるものです。負債の部の合計は613,371千円となり、前事業年度末に比べ61,803千円減少いたしました。これは主に前受収益（その他流動負債）、長期借入金の減少によるものです。純資産合計は469,929千円となりました。これは繰越利益剰余金が増加したためで、前事業年度末に比べ21,950千円増加いたしました。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は29,418千円と前中間会計期間末と比べ2,991千円（9.2%）の減少となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは965千円（前年同期は13,026千円）となりました。これは、税引前中間純利益32,789千円、減価償却費11,326千円、前受収益の減少額21,551千円、法人税等の支払額15,161千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは5,341千円（前年同期は5,727千円）となりました。これは定期預金の預入による支出4,001千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは31,750千円（前年同期は3,162千円）となりました。これは長期借入金の借入による収入20,000千円、長期借入金の返済による支出47,527千円、リース債務の返済による支出5,683千円等によるものです。

(生産、受注及び販売の状況)

当社の実態に即した内容を記載するため、生産実績に換えて収容実績を記載しております。なお、受注実績につきましては、該当事項はありません。

(1) 収容実績

ホール数 (H)	前中間会計期間 (自 令和2年3月1日 至 令和2年8月31日)					当中間会計期間 (自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)				
	営業日数 (日)	収容実績(名)			1日平均 来場者数 (名)	営業日数 (日)	収容実績(名)			1日平均 来場者数 (名)
		メンバー	ゲスト	合計			メンバー	ゲスト	合計	
18	182	8,970	12,962	21,932	120.5	180	10,040	14,742	24,782	137.7

(2) 販売実績

区分	前中間会計期間 (自 令和2年3月1日 至 令和2年8月31日)		当中間会計期間 (自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%)
プレイ収入	124,696	83.2	145,896	17.0
レストラン収入	34,748	77.3	40,145	15.5
キャディフィ収入	213	47.8	21	90.0
ショップ売上	7,204	72.6	8,710	20.9
その他売上	218	67.5	—	100.0
会費収入	20,133	98.9	20,442	1.5
登録料収入	1,850	82.2	1,600	13.5
合計	189,063	82.9	216,815	14.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当中間会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「重要な会計方針及び見積り」について重要な変更はありません。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当中間会計期間の経営成績等の状況の概要は「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」及び「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。前年同期と比べ、売上高は増収(前期比14.7%)、中間純利益も増益(前期比30.8%)となりました。当中間会計期間は、前中間会計期間における新型コロナウイルス感染症拡大の影響による来場者数の減少が回復したことが大きな要因となりました。新型コロナウイルス感染症につきましては、引き続きその感染拡大状況等に注視し、迅速な対応を図っていきたいと考えております。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因としてゴルフ人口の減少があります。これに対処すべく次の取り組みを行ってまいりました。当社は、株主会員2,183名、そのうち稼動会員1,600名となっており、非常に恵まれた環境にあります。この状況を維持すべく、会員様向けのサービス向上やイベントを充実させてまいりました。また、新たにゴルフを始めるプレーヤーも年間1万人が見込まれておりますが、2回目以降のリピーター率が50%を下回っている状況の中、若い世代のプレーヤー、新たにゴルフを始めた一般ゲストのお客様の集客として、インターネットを数多く活用してまいりました。これらの施策が来場者数確保に貢献いたしたものと考えております。今後も引き続き来場者数確保のための諸施策を行いたいと考えております。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、現金及び現金同等物の中間会計期末残高が29,418千円と前中間会計期末と比べ2,991千円(9.2%)減少いたしました。主な理由は、長期借入金の返済です。また、当社の施設は建築後32年を経過しており、今後、修理・改修が必要になった場合には、内部資金を利用するほか必要に応じてメインバンクからの借入れもしくはリースで対応したいと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間に取得した重要な設備はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000
会員権株式	230,000
計	250,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和3年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和3年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000	10,000	非上場・非登録	(注)2,3,5
会員権株式	220,000	220,000	同上	(注)1,3,4,5
計	230,000	230,000	—	—

(注) 1 会員権株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 議決権

会員権株式の株主は、株主総会における議決権を有しません。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、会員権株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、会員権株式1株につき10,000円を限度として分配を行います。

(3) 新株引受権等

会員権株式の株主は、当社が株式の分割及び株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行うとき、これらの引き受け権を有しません。

(4) 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をし、会員権株式の株主に損害を及ぼすおそれがある場合であっても、会員権株式についての種類株主総会を要せずに当該会社の行為は効力を生じるものとします。

普通株式について発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集事項の決定は、会員権株式についての種類株主総会を要せずに行うことができます。

(5) ゴルフ場プレー権

会員権株主権とゴルフ場プレー権は、切り離し不能であります。

(6) 議決権を有しないこととしている理由

会員権株式は、自己資本の充実及び財務体質の強化を目的として発行したものであること。

当社の運営する安芸カントリークラブ(ゴルフ場)の従来のクラブ組織を、任意団体から一般社団法人化することにより、クラブの組織と機能を強化します。これに伴い会員権株式の株主は、従来の任意団体であるクラブ組織ではなく、この一般社団法人となったクラブ組織に社員として加入します。

この一般社団法人定款上、この一般社団法人から当社に対して取締役1名を派遣することとしており、また当社としても、株主であり会員の組織でもあるこの一般社団法人からの社外取締役の派遣については容認しており、これにより会員権株式の株主は、一般社団法人を介して当社の経営を監視し、その資産を保全し、ゴルフ場運営にその総意を反映させることができるようになってきていること。

一般社団法人を介して会員権株式の株主の総意を反映させることにより、経営紛争が絶えず経営が安定しない、株主総会開催費用等の負担が増加するなどといった株主会員制度の問題点をあらかじめ回避できること。以上の理由により、議決権を有しないこととしております。

2 普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に制限のない標準となる株式であります。

3 当社株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を得なければなりません。

4 当社は、会員権株式について、会社法第322条第1項各号所定の事項について種類株主総会の決議を要しないものとしております。

5 当社は単元株制度を採用していません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
令和3年8月31日	—	230,000	—	10,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	令和3年8月31日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
堀 川 昌 利	広島県東広島市	5,000	2.26
川 上 智一郎	大阪府茨木市	4,000	1.81
北 島 勝 裕	大阪府大阪市中央区	2,500	1.13
新日本興産株式会社	大阪府茨木市宿久庄4丁目16-7-7	2,123	0.96
殿 畠 政 博	広島県竹原市	1,500	0.68
岩 本 義 明	広島県広島市中区	700	0.32
佐 伯 淑 子	広島県広島市中区	700	0.32
有 重 博 文	広島県東広島市	700	0.32
計		17,223	7.78

(注) 1 堀川昌利が保有している株式5,000株の内2,000株、川上智一郎が保有している株式4,000株の内1,000株、新日本興産株式会社が保有している株式2,123株および岩本義明、佐伯淑子、有重博文がそれぞれ保有している株式700株は、会員権株式であり議決権を有しておりません。

2 上記のほか当社所有の自己株式8,694株(3.78%)(全て会員権株式)があります。

所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権 数(個)	令和3年8月31日現在
			総株主に対する所有 議決権数の割合(%)
堀 川 昌 利	広島県東広島市	3,000	30.00
川 上 智一郎	大阪府茨木市	3,000	30.00
北 島 勝 裕	大阪府大阪市中央区	2,500	25.00
殿 畠 政 博	広島県竹原市	1,500	15.00
計		10,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	会員権株式 211,306 (自己保有株式) 会員権株式 8,694	—	「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」の注記に記載して おります。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,000	10,000	権利内容に何ら限定のない当社における 標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	230,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

【自己株式等】

令和3年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式数) 株式会社安芸ゴルフ 倶楽部	広島県東広島市河内町入 野字大谷側11957番地 6	8,694	—	8,694	3.78
計	—	8,694	—	8,694	3.78

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和3年3月1日から令和3年8月31日まで)の中間財務諸表について、公認会計士 浅田勝彦氏により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年2月28日)	当中間会計期間 (令和3年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	75,055	42,931
未収入金	10,769	10,276
たな卸資産	2,529	2,431
その他	3,834	5,196
貸倒引当金	64	61
流動資産合計	92,125	60,774
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 111,619	1 111,619
減価償却累計額	34,243	36,389
建物（純額）	77,376	75,230
構築物	5,397	5,397
減価償却累計額	4,579	4,777
構築物（純額）	817	620
機械及び装置	42,593	42,593
減価償却累計額	38,690	39,664
機械及び装置（純額）	3,902	2,928
車両運搬具	16,863	17,729
減価償却累計額	8,678	10,272
車両運搬具（純額）	8,185	7,457
工具、器具及び備品	20,533	20,533
減価償却累計額	19,087	19,391
工具、器具及び備品（純額）	1,446	1,142
リース資産	69,647	70,745
減価償却累計額	28,553	33,809
リース資産（純額）	41,093	36,936
土地	1 84,121	1 84,121
コース勘定	1 799,254	1 799,254
有形固定資産合計	1,016,198	1,007,691
無形固定資産	4,785	4,179
投資その他の資産	10,045	10,654
固定資産合計	1,031,028	1,022,525
資産合計	1,123,154	1,083,300

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年2月28日)	当中間会計期間 (令和3年8月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	—	2,000
1年内返済予定の長期借入金	1 47,788	1 44,396
リース債務	11,166	11,407
未払金	13,044	12,102
未払法人税等	15,161	10,424
その他	51,694	2 25,575
流動負債合計	138,855	105,906
固定負債		
長期借入金	1 499,884	1 475,749
その他	36,435	31,715
固定負債合計	536,320	507,465
負債合計	675,175	613,371
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	207,793	207,793
資本剰余金合計	207,793	207,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	240,617	262,568
利益剰余金合計	240,617	262,568
自己株式	10,432	10,432
株主資本合計	447,978	469,929
純資産合計	447,978	469,929
負債純資産合計	1,123,154	1,083,300

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和 2 年 3 月 1 日 至 令和 2 年 8 月 31 日)	当中間会計期間 (自 令和 3 年 3 月 1 日 至 令和 3 年 8 月 31 日)
売上高	189,063	216,815
売上原価	98,957	107,617
売上総利益	90,105	109,198
販売費及び一般管理費	69,935	74,360
営業利益	20,170	34,837
営業外収益	1 7,114	1 2,806
営業外費用	2 5,474	2 4,855
経常利益	21,810	32,789
特別利益	3,147	—
税引前中間純利益	24,957	32,789
法人税、住民税及び事業税	8,170	10,424
法人税等調整額	6	414
法人税等合計	8,176	10,838
中間純利益	16,781	21,950

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和2年3月1日 至 令和2年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	10,000	207,793	207,793	195,096	195,096	10,432	402,457	402,457
当中間期変動額								
中間純利益				16,781	16,781		16,781	16,781
当中間期変動額合計				16,781	16,781		16,781	16,781
当中間期末残高	10,000	207,793	207,793	211,877	211,877	10,432	419,238	419,238

当中間会計期間(自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	10,000	207,793	207,793	240,617	240,617	10,432	447,978	447,978
当中間期変動額								
中間純利益				21,950	21,950		21,950	21,950
当中間期変動額合計				21,950	21,950		21,950	21,950
当中間期末残高	10,000	207,793	207,793	262,568	262,568	10,432	469,929	469,929

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年3月1日 至 令和2年8月31日)	当中間会計期間 (自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	24,957	32,789
減価償却費	10,866	11,326
貸倒引当金の増減額（ は減少）	16	3
受取利息	0	0
支払利息	5,474	4,823
有形固定資産売却損益（ は益）	3,147	—
売上債権の増減額（ は増加）	2,490	492
たな卸資産の増減額（ は増加）	76	98
その他の資産の増減額（ は増加）	837	1,066
未払消費税等の増減額（ は減少）	2,940	3,859
未払金の増減額（ は減少）	8,322	1,205
前受収益の増減額（ は減少）	21,148	21,551
その他の負債の増減額（ は減少）	126	708
その他	423	109
小計	1,954	21,245
利息の受取額	0	0
利息の支払額	6,742	5,119
法人税等の支払額	8,238	15,161
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,026	965
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,400	4,001
有形固定資産の売却による収入	6,021	—
有形固定資産の取得による支出	9,397	323
その他	950	1,016
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,727	5,341
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（ は減少）	—	2,000
長期借入金の借入による収入	97,500	20,000
長期借入金の返済による支出	85,544	47,527
リース債務の返済による支出	5,612	5,683
割賦未払金の支払による支出	3,181	539
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,162	31,750
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	15,591	36,125
現金及び現金同等物の期首残高	48,001	65,544
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 32,409	1 29,418

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び材料

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物付属設備は除く)並びに平成28年4月以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4年～31年
構築物	10年
機械及び装置	3年～15年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当社では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、前中間会計期間において来場者や売上高が減少する等の影響がありました。そのため、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の検討において、新型コロナウイルス感染症の影響が当事業年度末まで一定程度継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響の程度については不確定要素が多く、将来の実績値に基づく結果がこれらの見積り及び仮定と大幅に異なった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年2月28日)	当中間会計期間 (令和3年8月31日)
建物	77,376千円	75,230千円
土地	84,121 "	84,121 "
コース勘定	799,254 "	799,254 "
計	960,752千円	958,606千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年2月28日)	当中間会計期間 (令和3年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	42,510千円	39,240千円
長期借入金	416,690 "	397,070 "
計	459,200千円	436,310千円

2 消費税等の取扱い

前事業年度(令和3年2月28日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(令和3年8月31日)

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自 令和2年3月1日 至 令和2年8月31日)	当中間会計期間 (自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)
雑収入	7,114千円	2,806千円

2 営業外費用のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自 令和2年3月1日 至 令和2年8月31日)	当中間会計期間 (自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)
支払利息	5,474千円	4,823千円

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和2年3月1日 至 令和2年8月31日)	当中間会計期間 (自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)
有形固定資産	10,260千円	10,721千円
無形固定資産	605千円	605千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和2年3月1日 至 令和2年8月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	10,000	—	—	10,000
会員権株式	220,000	—	—	220,000
合計	230,000	—	—	230,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
会員権株式	8,694	—	—	8,694

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	10,000	—	—	10,000
会員権株式	220,000	—	—	220,000
合計	230,000	—	—	230,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
会員権株式	8,694	—	—	8,694

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和2年3月1日 至 令和2年8月31日)	当中間会計期間 (自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)
現金及び預金	40,310千円	42,931千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	7,900千円	13,512千円
現金及び現金同等物	32,409千円	29,418千円

(リース取引関係)

前事業年度(令和3年2月28日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主としてゴルフ事業におけるゴルフカートであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当中間会計期間(令和3年8月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主としてゴルフ事業におけるゴルフカートであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前事業年度(令和3年2月28日)

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	75,055	75,055	—
(2) 未収入金	10,769	10,769	—
(資産計)	85,824	85,824	—
(1) 1年内返済予定の長期借入金	47,788	47,788	—
(2) 未払金	13,044	13,044	—
(3) リース債務	44,335	43,219	1,116
(4) 預り金	5,931	5,931	—
(5) 長期借入金	499,884	508,619	8,734
(6) 長期未払金	3,265	3,256	9
(負債計)	614,250	621,859	7,609

リース債務については、1年以内に支払予定のリース債務を含めております。

当中間会計期間(令和3年8月31日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	42,931	42,931	—
(2) 未収入金	10,276	10,276	—
(資産計)	53,207	53,207	—
(1) 短期借入金	2,000	2,000	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	44,396	44,396	—
(3) 未払金	12,102	12,102	—
(4) リース債務	39,860	38,983	876
(5) 預り金	5,369	5,369	—
(6) 長期借入金	475,749	485,430	9,680
(7) 長期未払金	3,263	3,251	11
(負債計)	582,740	591,533	8,792

リース債務については、1年以内に支払予定のリース債務を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 未払金、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務、(6) 長期借入金、(7) 長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)
 其他有価証券
 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
 当社はデリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)
 該当事項はありません。

(持分法損益等)
 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
 該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はゴルフ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和2年3月1日 至 令和2年8月31日)

- 1 製品及びサービスごとの情報
 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 2 地域ごとの情報
 - (1) 売上高
 本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。
 - (2) 有形固定資産
 本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。
- 3 主要な顧客ごとの情報
 外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間会計期間(自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)

- 1 製品及びサービスごとの情報
 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 2 地域ごとの情報
 - (1) 売上高
 本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。
 - (2) 有形固定資産
 本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。
- 3 主要な顧客ごとの情報
 外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 令和2年3月1日 至 令和2年8月31日)
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 令和2年3月1日 至 令和2年8月31日)
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 令和2年3月1日 至 令和2年8月31日)
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年3月1日 至 令和3年8月31日)
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和 3 年 2 月 28 日)	当中間会計期間 (令和 3 年 8 月 31 日)
(1) 1 株当たり純資産額	2,024円25銭	2,123円44銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	447,978	469,929
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	447,978	469,929
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式(普通株式と 同様の株式を含む)の数 (株)	221,306	221,306
(1) 中間期末(期末)の普通株式数 (株)	10,000	10,000
(2) 中間期末(期末)の会員権株式数 (株)	211,306	211,306

項目	前中間会計期間 (自 令和 2 年 3 月 1 日 至 令和 2 年 8 月 31 日)	当中間会計期間 (自 令和 3 年 3 月 1 日 至 令和 3 年 8 月 31 日)
(2) 1 株当たり中間純利益金額	75円83銭	99円18銭
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(千円)	16,781	21,950
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	16,781	21,950
普通株式(普通株式と同様の株式を含む) の期中平均株式数(株)	221,306	221,306
(1) 普通株式の期中平均株式数(株)	10,000	10,000
(2) 会員権株式の期中平均株式数(株)	211,306	211,306

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額について潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 当社の発行している会員権株式は、普通株式より配当請求権が優先的ではないが、残余財産分配請求権は普通株式より優先的な株式であるため、普通株式と同様の株式として取り扱っております。

すなわち、1 株当たり純資産額の算定にあたっては、会員権株式の中間期末(期末)発行済株式数を普通株式の中間期末(期末)発行済株式数に加算し、1 株当たり中間純利益の算定にあたっては、会員権株式の期中平均株式数を普通株式の期中平均株式数に加算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第 9 期(自 令和 2 年 3 月 1 日 至 令和 3 年 2 月 28 日)

令和 3 年 5 月 28 日 中国財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年11月25日

株式会社安芸ゴルフ倶楽部
取締役会 御中

小西・浅田公認会計士共同事務所

広島県福山市

公認会計士 浅田 勝彦

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社安芸ゴルフ倶楽部の令和3年3月1日から令和4年2月28日までの第10期事業年度の中間会計期間（令和3年3月1日から令和3年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社安芸ゴルフ倶楽部の令和3年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和3年3月1日から令和3年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。